

厚生労働大臣の定める揭示事項（令和８年７月現在）

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束の最小化の基準を満たしております。

診療報酬に係る施設基準届出状況

（基本診療料）

- ・ 電子的診療情報連携体制加算 2（外来）、1（入院）
- ・ 継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ・ 急性期一般入院料 2
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算 2
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1（20 対 1）
- ・ 急性期看護補助体制加算（25 対 1）（看護補助者 5 割以上）、
夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算、夜間看護体制加算、
看護補助体制充実加算 1、看護職員夜間 16 対 1 配置加算 1
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 医療安全対策加算 1、医療安全対策地域連携加算 1
- ・ 感染対策向上加算 1、指導強化加算、微生物学的検査体制加算
- ・ 身体的拘束最小化推進体制加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- ・ 病棟薬剤業務実施加算 1
- ・ データ提出加算 2 イ、4 イ
- ・ 入退院支援加算 1、地域連携診療計画加算、総合機能評価加算
- ・ 認知症ケア加算 2
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ 精神疾患診療体制加算 1
- ・ 協力対象施設入所者入院加算
- ・ 地域包括医療病棟入院料 2、
看護補助体制加算（25 対 1）（看護補助者 5 割以上）、
夜間 50 対 1 看護補助体制加算、夜間看護体制加算、
看護補助・患者ケア体制充実加算 3、看護職員夜間 16 対 1 配置加算 1
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- ・ 地域包括ケア病棟入院料 2、看護職員配置加算、
看護補助・患者ケア体制充実加算 1
- ・ 緩和ケア病棟入院料 2
- ・ 短期滞在手術基本料 1

（特掲診療料）

- ・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料イ
- ・ がん患者指導管理料ロ
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 1、2、3
- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・ 救急搬送医学管理料 2
- ・ 夜間休日救急医学管理料 2
- ・ 救急外来緊急検査対応加算 2
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・ 心不全再入院予防継続管理料 1、2
- ・ 開放型病院共同指導料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 外来排尿自立指導料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 地域連携診療計画加算
- ・ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・ 医療機器安全管理料 1
- ・ 救急患者連携搬送料 2
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者患者訪問看護・指導料
- ・ 在宅療養後方支援病院
- ・ 持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
- ・ 遺伝学的検査
- ・ 検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・ ヘッドアップティルト試験
- ・ CT 撮影及びMRI 撮影
- ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・ 一般名処方加算
- ・ 外来化学療法加算 1
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅰ
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ
- ・ 運動器リハビリテーション料Ⅰ
- ・ 呼吸器リハビリテーション料Ⅰ
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ 静脈圧迫処置
- ・ 人工腎臓、腎代替療法診療体制充実加算
- ・ 導入期加算 1
- ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ ストーマ合併症加算
- ・ 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ 大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）
- ・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・ 胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）
- ・ 輸血管理料Ⅱ、輸血適正使用加算
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 麻酔管理料（Ⅰ）
- ・ 看護職員処遇改善評価料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
- ・ 入院ベースアップ評価料
- ・ 酸素単価

（生活療養・食事療養）

- ・ 入院時食事療養（Ⅰ）